

# 福岡県公報

平成24年3月14日  
第 3 3 7 5 号

## 目 次

### 告 示 (第388号 - 第408号)

- 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出 (都市計画課) ..... 1
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (下水道課) ..... 2
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (下水道課) ..... 2
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (下水道課) ..... 2
- 県営土地改良事業の換地処分 (農村整備課) ..... 3
- 救急病院でなくなった病院 (医療指導課) ..... 3
- 救急病院の認定 (医療指導課) ..... 3
- 救急病院の認定 (医療指導課) ..... 3
- 土地取用法に基づく事業の認定 (用地課) ..... 3
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) ..... 4
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 5
- 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 5
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 5
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) ..... 6
- 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) ..... 6
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ..... 7
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) ..... 7
- 軽油引取税に係る特約業者の指定 (税務課) ..... 8

- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) ..... 8
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) ..... 8
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) ..... 8

## 公 告

- 大規模小売店舗立地法第11条第3項の規定に基づく承継の届出 (中小企業振興課) ..... 9

### 選挙管理委員会

- 政治団体の平成22年分収支報告書の要旨の一部訂正 (市町村支援課) ..... 9

### 公安委員会

- 交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則 (警察本部警務課) ..... 15

## 告 示

### 福岡県告示第388号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第29条第1項の規定に基づき、糸島市前原東土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により次のように公告する。

平成24年3月14日

福岡県知事 小 川 洋

### 就任した理事

氏 名	住 所
井 上 智	糸島市篠原東二丁目12番20号
柴 田 昭 生	糸島市篠原東二丁目12番8号
小 島 周 三	糸島市浦志二丁目5番35号
井 上 幸 一	糸島市前原南一丁目13番12号
井 上 眞 一	糸島市篠原東三丁目1番34号
西 原 成 喜	糸島市篠原東三丁目10番25号
波多江 義 英	糸島市前原南二丁目6番14号
井 上 龍 昭	糸島市篠原東一丁目1番7号

小 島 雄 典 糸島市浦志三丁目11番22号

福岡県知事 小 川 洋

**福岡県告示第389号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成23年3月福岡県告示第399号福岡都市計画下水道事業福岡公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年3月14日

福岡県知事 小 川 洋

1 施工者の名称

福岡市

2 都市計画事業の種類及び名称

福岡都市計画下水道事業福岡公共下水道

3 事業施行期間

昭和5年4月1日から平成28年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成23年福岡県告示第399号による変更後の事業地に次の事業地を編入する。

福岡市西区今宿青木、大字拾六町、戸切三丁目、大字羽根戸及び今津の各一部

(2) 使用の部分

変更なし

**福岡県告示第390号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成21年3月福岡県告示第495号筑紫野都市計画下水道事業筑紫野公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年3月14日

1 施工者の名称

筑紫野市

2 都市計画事業の種類及び名称

筑紫野都市計画下水道事業筑紫野公共下水道

3 事業施行期間

昭和51年1月10日から平成29年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成21年福岡県告示第495号の事業のうち、次の地内において事業地を変更する。

筑紫野市紫の一部、筑紫野市大字立明寺の一部

(2) 使用の部分

なし

**福岡県告示第391号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成20年6月福岡県告示第976号福岡都市計画下水道事業大野城公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年3月14日

福岡県知事 小 川 洋

1 施工者の名称

大野城市

2 都市計画事業の種類及び名称

福岡都市計画下水道事業大野城公共下水道

3 事業施行期間

昭和50年1月23日から平成29年3月31日まで

4 事業地

## (1) 収用の部分

平成20年福岡県告示第976号の事業のうち、大野城市大字牛頸字後田地内において事業地を変更する。

## (2) 使用の部分

変更なし

**福岡県告示第392号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成24年3月14日

福岡県知事 小川 洋

換地処分をした地域	換地処分年月日
みやま市山川町甲田、原町 (山川地区中原・佐野換地区)	平成24年3月7日

**福岡県告示第393号**

次に掲げる病院は、平成23年12月31日付けで、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院でなくなったので、同令第2条第2項の規定により告示する。

平成24年3月14日

福岡県知事 小川 洋

病 院 の 名 称	所 在 地
弥永協立病院	久留米市六ツ門町12-12

**福岡県告示第394号**

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成24年3月14日

福岡県知事 小川 洋

病院の名称	所在地	有効期間
弥永協立病院	久留米市六ツ門町12-12	平成24年1月1日から 平成27年3月31日まで

**福岡県告示第395号**

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成24年3月14日

福岡県知事 小川 洋

病院の名称	所在地	有効期間
上野外科胃腸科病院	糟屋郡志免町志免2-10-20	平成24年3月1日から 平成27年2月28日まで
長田病院	柳川市下宮永町523-1	

**福岡県告示第396号**

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年3月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 起業者の名称  
うきは市
- 2 事業の種類  
大谷川岩光地区水辺プラザ整備事業
- 3 起業地

## (1) 収用の部分

福岡県うきは市吉井町生葉字笹見田地内

## (2) 使用の部分

なし

## 4 事業の認定をした理由

## (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、土地収用法第3条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に関する事業に該当するため、同法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

## (2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者であるうきは市は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、繰越明許費に係る平成22年度一般会計補正予算について議会の議決を得ており、既に財源措置を講じているので、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

## (3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、うきは市が同市吉井町生葉字笹見田地内の大谷川沿いにおいて、子どもたちが水辺に親しむことができる空間として、水辺プラザの整備を行うものである。

うきは市は、「第1次うきは市総合計画」に基づくまちづくりを進めており、人が過ごしやすい生活基盤の整備を施策の一つとし、主要な取組として、子どもたちにとって魅力的な自然を生かした遊び場の確保を推進している。

しかしながら、うきは市では市街化が進んでいることから、子どもたちが自然に触れる機会も減りつつあり、特に、水辺に親しむことが少ない状況にある。そのため、子どもたちが水辺に親しみながら、気軽に遊ぶことができる空間づくりが必要となっている。

ア 本件事業の施行により得られる利益については、河川と一体となって、子どもたちが水辺を見て、触れて、親しむことができる空間が確保され、自然の体験及び水辺の動植物とのふれあいの中で、気軽に遊びながら、自然環境の保全等の環境学習を行うことができるとともに、周辺住民との交流により地域の活性化につながるなど、相当の効果が見込まれる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられず、また、本件事業の起業地は砂防指定地に含まれているものの、福岡県知事から起業地への編入について支障ないとの意見を得ていることなどから、軽微なものであると考えられる。

ウ また、本件事業の起業地の選定に当たっては、本事業計画において、立地条件、工事の難易度、事業費の面等から3案について検討を行ったうえで、立地条件に優れ、造成工事が不要で、事業費が少ないなど、社会的、技術的、経済的に優れる案を採用している。

エ 以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

## (4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

前述のとおり、「第1次うきは市総合計画」の中で掲げている人が過ごしやすい生活基盤の整備を推進するための事業であることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

また、起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であるものと認められ、収用の範囲も、本件事業により恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## (5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

以上により、うきは市から申請のあった大谷川岩光地区水辺プラザ整備事業について、土地収用法第20条の規定に基づき事業認定をするものである。

## 5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所

うきは市役所（住環境建設課）

## 福岡県告示第397号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成19年3月福岡県告示第654号久留米都市計画公園事業5・4・3号津福公園〔久留米市施行〕の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のよ

うに告示する。

平成24年3月14日

福岡県知事 小川 洋

1 事業施行期間

昭和57年1月26日から平成29年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第398号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年3月14日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
直方	県道	飯塚線 福岡間	前	宮若市宮田5298番3先から 宮若市宮田5298番2先まで	17.5 ～ 23.0	15.0
			後	宮若市宮田5298番3先から 宮若市宮田5298番2先まで	28.5 ～ 30.0	15.0

福岡県告示第399号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年3月14日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年3月14日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
直方	飯塚線 福岡間	宮若市宮田5298番3先から 宮若市宮田5298番2先まで

福岡県告示第400号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年3月14日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
福岡	県道	福岡東環状線	前	糟屋郡粕屋町大字江 辻1090番3先から 糟屋郡粕屋町大字長 者原300番5先まで	6.8 ～ 32.3	1,770.0	
			前	糟屋郡粕屋町大字江 辻1090番3先から 糟屋郡粕屋町大字仲 原2422番13先まで	6.0 ～ 80.0	3,032.0	うち一般 国道201 号重用延 長633.0 メートル

福岡	県道	福岡東環状線	後	糟屋郡粕屋町大字江辻1090番3先から糟屋郡粕屋町大字長者原300番5先まで	6.8 ～ 32.3	1,770.0	
			後	糟屋郡粕屋町大字江辻1090番3先から糟屋郡粕屋町大字仲原1845番6先まで	6.0 ～ 65.7	3,321.0	うち一般国道201号重用延長581.0メートル

**福岡県告示第401号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年3月14日

福岡県知事 小川 洋

- 届出年月日  
平成24年2月29日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地

- 名称 ハローデイ穂波店・サンドラッグ穂波店
- 所在地 福岡県飯塚市秋松925-1ほか

- 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
(仮称) 飯塚秋松商業施設	ハローデイ穂波店・サンドラッグ穂波店

**福岡県告示第402号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったの

で、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年3月14日

福岡県知事 小川 洋

- 届出年月日  
平成24年2月29日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 名称 ハローデイ穂波店・サンドラッグ穂波店
  - 所在地 福岡県飯塚市秋松925-1ほか
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- 駐車場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
駐車場の位置	収容台数（台）	駐車場の位置	収容台数（台）
店舗敷地南側	109	店舗敷地南側	109
		店舗敷地東前	39
合計	109	合計	148

- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- 来客者が駐車場を利用することができる時間帯

	変更前	変更後
店舗敷地南側	午前8時30分から 午後10時30分まで	午前8時30分から 午後10時30分まで
店舗敷地東前		午前8時30分から 午後10時30分まで

- 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前		変更後	
出入口の数	駐車場の自動車の出入口の位置	出入口の数	駐車場の自動車の出入口の位置

3	敷地南側2箇所及び敷地西側1箇所	4	敷地南側2箇所、敷地西側1箇所及び駐車場No.2敷地西側1箇所
---	------------------	---	---------------------------------

### 福岡県告示第403号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年3月14日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 善導寺ショッピングセンター
- (2) 所在地 福岡県久留米市善導寺町飯田393番地の4

#### 2 法第8条第1項の規定に基づき述べられた意見の概要

- (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項  
意見なし
- (2) 歩行者の通行の利便の確保等  
意見なし
- (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮  
意見なし
- (4) 防災・防犯対策への協力  
意見なし
- (5) 騒音の発生に係る事項

室外機等の設備については低騒音機器を使用するので、予測される騒音についても騒音予測に関する資料のとおり、受音側建物敷地境界線上において環境基準値内に収まることが期待されるが、騒音対策について以下のとおり要望する。

- ・ 夜間の騒音レベル〈自動車<来客>〉の最大値の予測では、1箇所では基準値を上回る予測である。国道210号の通過車両の影響を受ける可能性もあるが、深夜

の自動車による来客者に対しては、近隣住民への配慮するよう周知等の対応を要望する。

- ・ 荷さばき作業については、十分な作業スペースの確保による作業時間の短縮、荷さばき音を軽減させるための努力、音漏れ防止するために扉を閉めての作業を実施すること。
- ・ 搬入車両や廃棄物収集車両の必要以上のアイドリング運転禁止を徹底し、従業員への騒音防止意識の周知を図り、周辺住民から騒音に関する苦情やその他苦情が出た際には誠実な対応をすること。

#### (6) 廃棄物に係る事項等

意見なし

#### (7) 街並みづくり等への配慮等

意見なし

#### (8) その他

意見なし

### 福岡県告示第404号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成22年3月福岡県告示第612号福岡都市計画道路事業3・4・106号小田部姪浜線及び3・4・107号姪浜駅北線〔福岡市施行〕の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年3月14日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 事業施行期間

平成9年7月7日から平成26年3月31日まで

#### 2 事業地

- (1) 収用の部分  
変更なし
- (2) 使用の部分  
なし

**福岡県告示第405号**

福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）第47条の6第1項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者を指定したので、福岡県税事務処理規程（昭和48年9月福岡県訓令第16号）第135条の規定により次のように告示する。

平成24年3月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 特約業者の氏名又は名称  
有限会社 スズキ中央販売
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地  
福岡県鞍手郡小竹町大字勝野2314番地の10
- 3 特約業者の指定年月日  
平成24年3月1日

**福岡県告示第406号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年3月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日  
平成24年2月21日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
  - (1) 名称  
NPO法人 子どもの発達支援を考える会 一歩
  - (2) 代表者の氏名  
市丸 大祐
  - (3) 主たる事務所の所在地  
福岡県中間市東中間二丁目15番13号

**(4) 定款に記載された目的**

この法人は、発達の遅れや偏り等のある子どもとその保護者に対して、療育や発達支援に関する事業を行い、子どものより良い発達の促進と保護者やその周辺の市民の発達支援に対する理解の促進に寄与することを目的とする。

**福岡県告示第407号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年3月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日  
平成24年2月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
  - (1) 名称  
NPO法人北九州テニスアカデミー
  - (2) 代表者の氏名  
坂村 剛
  - (3) 主たる事務所の所在地  
福岡県北九州市小倉南区沼緑町二丁目6番18号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、地域住民に対し、テニス教室およびテニストーナメント等テニスの普及発展活動や技術の向上を図る活動を行い、地域における豊かなスポーツ文化の醸成に寄与するとともに、生涯良好な環境でスポーツを楽しめる町づくりを目指し、テニスを通じた地域のネットワークの活性化、次代を担う子どもたちの健全育成、地域住民の健康増進を図ることを目的とする。

**福岡県告示第408号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非

営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年3月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日  
平成24年2月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
  - (1) 名称  
(変更前)  
NPO法人日本農業生産者支援協会  
(変更後)  
NPO法人楽農人
  - (2) 代表者の氏名  
富吉 袈裟右衛門
  - (2) 主たる事務所の所在地  
(変更前)  
鹿児島県霧島市国分野口町15番41号  
(変更後)  
福岡県糟屋郡粕屋町大字内橋348番1
  - (4) 定款に記載された目的

この法人は、地域の自然や文化、人材を活かした循環型社会、持続可能な社会実現のため、『自給自足の社会創り』の理念をもって、その施策、提言等を行い、関連する事業を实践することにより、古きよき時代の再生に寄与することを目的とする。

## 公 告

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定に基づき、大規模小売店舗の承継の届出があったので、次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年3月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 届出年月日  
平成24年2月29日
- 2 届出をした者の名称、代表者の氏名及び住所  
オリックス株式会社  
代表執行役 井上 亮  
東京都港区浜松町二丁目4番1号
- 3 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 （仮称）飯塚秋松商業施設  
所在地 福岡県飯塚市秋松925-1ほか
- 4 承継前に届出をした者の名称及び住所  
名称 オリックス・アルファ株式会社  
住所 東京都港区芝三丁目22番8号
- 5 承継の理由  
オリックス株式会社がオリックス・アルファ株式会社を合併したため
- 6 承継に係る店舗面積  
2,818㎡

## 選挙管理委員会

### 福岡県選挙管理委員会告示第33号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、自由民主党福岡県柳川市第一支部、いなとみ修二後援会、大家さとしを育てる会、江口吉男後援会及び東洋青年同盟福岡県本部の会計責任者から修正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき公表した平成22年分の政治団体の収支報告書の要旨（平成23年11月福岡県選挙管理委員会告示第122号）の一部を、次のとおり改める。

平成24年3月14日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 巳

平成22年分収支報告書の要旨中、自由民主党福岡県柳川市第一支部の項を次のとおり改める。

132 自由民主党福岡県柳川市第一支部

報告年月日 23.03.31

## 1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	12,104,616円
ア 前年繰越額	320,170円
イ 本年收入額	11,784,446円
(2) 支出総額	11,848,714円
(3) 翌年への繰越額	255,902円

## 2 収入・支出の内訳

## (1) 収入の内訳

イ 寄附	9,070,000円
ア 寄附（政党匿名寄附を除く）（内訳別掲）	9,070,000円
a 個人からの寄附	600,000円
b 法人その他の団体からの寄附	8,470,000円
ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入	2,314,000円
新年総会	400,000円
ひまわり会	590,000円
例会	395,000円
博多むつごろう世話人会	300,000円
世話人忘年会	104,000円
忘年会	184,000円
例会	341,000円
オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	400,000円
自由民主党福岡県支部連合会	400,000円
カ その他の収入	446円

一件十万円未満のもの

446円

合計

11,784,446円

[寄附の内訳]

## a 個人からの寄附

(寄附者の氏名)	(金額)	(住所)
熊丸 日出生	600,000円	三潞郡大木町
小計	600,000円	

## b 法人その他の団体からの寄附

(寄附者の名称)	(金額)	(事務所の所在地)
昭和舗道(株)	60,000円	柳川市
(株)岡工務店	60,000円	柳川市
(株)共和建設	120,000円	柳川市
富士建設工業(株)	480,000円	柳川市
吉開物産(株)	480,000円	柳川市
(有)伍大建設	60,000円	柳川市
砥上建設(株)	60,000円	柳川市
(有)野田土木	60,000円	柳川市
(株)船津組	480,000円	柳川市
(株)大豊実業	120,000円	柳川市
金納建設(株)	60,000円	柳川市
(株)平川建設	60,000円	柳川市
(有)筑後海事	60,000円	柳川市
西日本ガス(株)	60,000円	柳川市
味岡江崎生コンクリート(株)	120,000円	柳川市
(株)荻島組	480,000円	柳川市
(有)荻島ビル	60,000円	柳川市
(有)馬場建設	60,000円	柳川市
(株)杭のオオハン	60,000円	柳川市
(株)ダイワ建設	60,000円	柳川市

(株)太田設備工業	60,000円	柳川市
(株)待鳥建設	60,000円	柳川市
(株)中村組	60,000円	柳川市
(株)佐藤建設	60,000円	大川市
山松園	60,000円	柳川市
梅崎土木	120,000円	柳川市
(株)中川建設	60,000円	柳川市
柳川市ガス事業(協)	60,000円	柳川市
(株)新和産業	120,000円	柳川市
(株)柳川設備	60,000円	柳川市
(株)九電工柳川営業所	60,000円	柳川市
大和道路(株)	60,000円	柳川市
(株)鐘福組	60,000円	柳川市
(有)創広電気商会	60,000円	柳川市
(株)宝栄工業	480,000円	柳川市
(株)田中俊工務店	300,000円	柳川市
有明道路(株)	120,000円	柳川市
(有)渋谷工務店	60,000円	柳川市
(有)うめざき興業	60,000円	大川市
開田組	120,000円	柳川市
木原建設(株)	60,000円	柳川市
田中建設工業(有)	60,000円	柳川市
(株)堤組	60,000円	柳川市
(有)共栄建設	60,000円	柳川市
(株)梅崎工業	300,000円	柳川市
(有)龍土木	60,000円	柳川市
(有)古賀順一建設	60,000円	柳川市
(有)小森建設	60,000円	柳川市
九州洗罐工事(株)	60,000円	柳川市

(株)古賀建設工業所	360,000円	柳川市
(株)西日本建設工業	300,000円	柳川市
(有)古賀重機	300,000円	柳川市
堤工業(株)	800,000円	柳川市
(有)木原工務店	120,000円	柳川市
(株)ファースト	360,000円	福岡市南区
筑後中部魚市場	180,000円	柳川市
(株)中水	60,000円	柳川市
その他	50,000円	
小計	8,470,000円	

## (2) 支出の内訳

ア 経常経費	4,331,978円
(ア) 人件費	3,973,757円
(ウ) 備品・消耗品費	121,635円
(エ) 事務所費	236,586円
イ 政治活動費	7,516,736円
(ア) 組織活動費	2,515,851円
(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費	165,960円
b 宣伝事業費	165,960円
(カ)その他の経費	4,834,925円
合計	11,848,714円

平成22年分収支報告書の要旨中、いなとみ修二後援会の項を次のとおり改める。

40 いなとみ修二後援会	
資金管理団体の届出をした者の氏名	稲富 修二
資金管理団体の届出に係る公職の種類	衆議院2区
国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第1号及び第2号
公職の候補者の氏名	稲富 修二
公職の候補者に係る公職の種類	衆議院議員
報告年月日	23.02.15

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	28,109,735円
ア 前年繰越額	20,974,659円
イ 本年收入額	7,135,076円
(2) 支出総額	12,850,680円
(3) 翌年への繰越額	15,259,055円

2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
イ 寄附	5,263,000円
(ア) 寄附（政党匿名寄附を除く）（内訳別掲）	5,263,000円
a 個人からの寄附	5,263,000円
ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入	1,825,000円
新春のつどい会費収入	1,715,000円
11区の皆様との国政報告・意見交換会会費収入	110,000円
カ その他の収入	47,076円
一件十万円未満のもの	47,076円
合計	7,135,076円

[寄附の内訳]

a 個人からの寄附		
(寄附者の氏名)	(金額)	(住所)
松本 利久蔵	100,000円	田川郡福智町
今村 貞昭	60,000円	福岡市南区
吉富 博子	120,000円	福岡市南区
蒲池 真澄	1,500,000円	福岡市東区
蒲池 昭子	1,500,000円	福岡市東区
鶴崎 直邦	1,500,000円	福岡市東区
浦志 たがね	63,000円	福岡市南区
その他	420,000円	
小計	5,263,000円	

(2) 支出の内訳	
ア 経常経費	7,656,457円
(ア) 人件費	4,564,559円
(ウ) 備品・消耗品費	1,409,418円
(エ) 事務所費	1,682,480円
イ 政治活動費	5,194,223円
(ア) 組織活動費	1,055,657円
(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費	4,114,524円
b 宣伝事業費	2,302,752円
d その他の事業費	1,811,772円
(エ) 調査研究費	24,042円
合計	12,850,680円

3. 資産等の内訳

(12) 借入金	
(借入先)	(借入残高)
稲富 修二	5,000,000円

平成22年分収支報告書の要旨中、大家さとしを育てる会の項を次のとおり改める。

82 大家さとしを育てる会	
資金管理団体の届出をした者の氏名	大家 敏志
資金管理団体の届出に係る公職の種類	参議院選挙区
国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第1号及び第2号
公職の候補者の氏名	大家 敏志
公職の候補者に係る公職の種類	参議院議員
報告年月日	23.03.03

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	46,469,934円
ア 前年繰越額	405,434円
イ 本年收入額	46,064,500円
(2) 支出総額	36,588,659円

(3) 翌年への繰越額	9,881,275円	
2 収入・支出の内訳		
(1) 収入の内訳		
イ 寄附	21,697,500円	
(ア) 寄附（政党匿名寄附を除く）（内訳別掲）	21,697,500円	
a 個人からの寄附	6,397,500円	
c 政治団体からの寄附	15,300,000円	
ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入	24,367,000円	
大家さとし君を国政におくる会2010年政経セミナー	21,480,000円	
ひふみ会新春フォーラム	1,556,000円	
大家さとしを育てる会朝食会	871,000円	
大家さとしを育てる会新年会	280,000円	
大家さとし君を励ます会	180,000円	
合計	46,064,500円	
[寄附の内訳]		
a 個人からの寄附		
(寄附者の氏名)	(金額)	(住所)
伊井田 栄吉	1,500,000円	北九州市小倉北区
星野 博子	200,000円	北九州市八幡東区
坂本 祥二	600,000円	北九州市八幡東区
田中 正人	1,300,000円	北九州市小倉北区
梶原 富子	80,000円	北九州市八幡東区
金沢 勝利	120,000円	中間市
丹下 重則	360,000円	北九州市門司区
福田 考司	120,000円	宮若市
星野 正俊	120,000円	北九州市八幡東区
安川 隆	120,000円	北九州市八幡西区
中川 晴夫	120,000円	北九州市八幡西区
有田 栄二	120,000円	直方市

高田 秋実	60,000円	北九州市八幡東区	
越智 英明	90,000円	北九州市八幡東区	
古川 浩二	60,000円	北九州市八幡西区	
大林 英憲	120,000円	北九州市八幡西区	
松井 久生	250,000円	北九州市八幡東区	
城戸 より枝	100,000円	北九州市八幡東区	
松隈 恵美子	200,000円	北九州市八幡東区	
福原 美知恵	200,000円	北九州市八幡東区	
その他	557,500円		
小計	6,397,500円		
c 政治団体からの寄附			
(寄附者の名称)	(金額)	(事務所の所在地)	
九州素准会	4,000,000円	飯塚市	
自由民主党福岡県参議院 選挙区第三支部	10,000,000円	北九州市八幡東区	
為公会	1,000,000円	東京都千代田区	
北九州市政治連盟	300,000円	北九州市小倉北区	
小計	15,300,000円		
[特定パーティーの概要]			
(名称)	(対価収入)	(支払者数)	(開催場所)
大家さとし君を国政に おくる会2010年政経セミナー	21,480,000円	115人	福岡市博多区
小計	21,480,000円		
[政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳]			
大家さとし君を国政におくる会2010年政経セミナー			
(ア) 個人からの対価の支払			
(対価の支払をした者の氏名)	(金額)	(住所)	
渡 利明	360,000円	宮若市	
(イ) 法人その他からの対価の支払			

(対価の支払をした者の名称)	(金額)	(事務所の所在地)
内山ホールディングス	600,000円	北九州市小倉北区
ヤクシン開発(株)	1,000,000円	北九州市八幡西区
(株)高田工業所	280,000円	北九州市八幡西区
(株)中組	500,000円	北九州市小倉北区
福岡運輸(株)	1,000,000円	福岡市博多区
九州電柱広告協議会	250,000円	福岡市博多区
(株)ワールドインテック	480,000円	北九州市小倉北区
自由民主党福岡県議団	1,000,000円	福岡市博多区
(ウ) 政治団体からの対価の支払		
(対価の支払をした者の名称)	(金額)	(事務所の所在地)
福岡県社会福祉政治連盟	300,000円	春日市
北九州市医師連盟	500,000円	北九州市小倉北区
(2) 支出の内訳		
ア 経常経費	22,862,779円	
(ア) 人件費	17,184,174円	
(イ) 光熱水費	105,550円	
(ウ) 備品・消耗品費	1,372,412円	
(エ) 事務所費	4,200,643円	
イ 政治活動費	13,725,880円	
(ア) 組織活動費	3,210,255円	
(イ) 選挙関係費	5,000,000円	
(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費	4,027,811円	
b 宣伝事業費	122,050円	
c 政治資金パーティ開催事業費	1,929,067円	
d その他の事業費	1,976,694円	
(エ) 調査研究費	7,960円	
(カ) その他の経費	1,479,854円	
合計	36,588,659円	

## 3. 資産等の内訳

## (2) 建物

(所在)	(取得の価額)	(取得年月日)	(床面積)
北九州市八幡東区	9,555,000円	17.06.08	1階66.02㎡、 2階66.02㎡

## (12) 借入金

(借入先)	(借入残高)
福岡ひびき信用金庫中央町支店	1,691,133円

平成22年分収支報告書の要旨中、江口吉男後援会の項を次のとおり改める。

## 114 江口吉男後援会

報告年月日 23.03.18

## 1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	16,398,912円
ア 前年繰越額	2,084,490円
イ 本年収入額	14,314,422円
(2) 支出総額	8,711,476円
(3) 翌年への繰越額	7,687,436円

## 2 収入・支出の内訳

## (1) 収入の内訳

イ 寄附	300,000円
(ア) 寄附（政党匿名寄附を除く）	(内訳別掲) 300,000円
a 個人からの寄附	300,000円
ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入	13,910,000円
ひまわり会ほたるの夕べ	330,000円
自由民主党福岡県議会議員	13,580,000円
江口吉男政経文化セミナー	
カ その他の収入	104,422円
江口 吉男（立替金戻し）	50,650円
江口 吉男（立替金戻し）	51,423円

一件十万円未満のもの 2,349円  
合計 14,314,422円

## [寄附の内訳]

## a 個人からの寄附

(寄附者の名称)	(金額)	(住所)
龍元昭	300,000円	柳川市
小計	300,000円	

## [特定パーティーの概要]

(名称)	(対価収入)	(支払者数)	(開催場所)
自由民主党福岡県議会議員 江口吉男政経文化セミナー	13,580,000円	213人	福岡市中央区
小計	13,580,000円		

## [政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳]

自由民主党福岡県議会議員江口吉男政経文化セミナー

## (イ) 法人その他からの対価の支払

(対価の支払をした者の名称)	(金額)	(事務所の所在地)
熊丸建設	300,000円	柳川市
高千穂(株)	300,000円	糟屋郡宇美町
吉開物産	1,000,000円	柳川市
(社福)学正会	380,000円	柳川市
(株)荻島組	300,000円	柳川市
福岡県土木組合連合会柳川支部	500,000円	柳川市
(株)KBCソリューション	500,000円	久留米市

## (2) 支出の内訳

ア 経常経費	1,909,227円
(ア) 人件費	86,225円
(イ) 光熱水費	222,743円
(ウ) 備品・消耗品費	796,327円
(エ) 事務所費	803,932円

イ 政治活動費	6,802,249円
(ア) 組織活動費	547,983円
(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費	2,853,096円
b 宣伝事業費	360,107円
c 政治資金パーティ開催事業費	2,492,989円
(カ) その他の経費	3,401,170円
合計	8,711,476円

平成22年分収支報告書の要旨中、東洋青年同盟福岡県本部の項を次のとおり改める。

## 7 東洋青年同盟福岡県本部

報告年月日 23.03.18

## 1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	50,000円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	50,000円
(2) 支出総額	50,000円
(3) 翌年への繰越額	0円

## 2 収入・支出の内訳

## (1) 収入の内訳

イ 寄附	50,000円
(ア) 寄附(政党匿名寄附を除く)	50,000円
a 個人からの寄附	50,000円
合計	50,000円

## (2) 支出の内訳

イ 政治活動費	50,000円
(ア) 組織活動費	50,000円
合計	50,000円

**公安委員会**

福岡県公安委員会規則第7号

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成24年3月14日

福岡県公安委員会

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番等の設置に関する規則（平成15年福岡県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1 福岡県東警察署の部香椎交番の項中「香椎駅前2丁目10番30号」を「香椎駅前2丁目17番21号」に改める。

附 則

この規則は、平成24年3月16日から施行する。